

## 陳情審査の基本的な考え方について

- (1) 陳情者の「意思・願意（以下「意思等」という。）」を正確に読み取ること。
- (2) 委員の憶測や解釈で陳情者の「意思等」を改変しないこと。
- (3) 討論（反対・賛成）の視点は、陳情者の意思を受けて、議員（委員）が当事者（主語）となり、陳情文書を意見書に変えて、国等の関係機関に主張できるか否かとする事。
- (4) 不採択の基準は、下記の要素を参酌すること。  
（「議会運営の実際／自治日報社発行・地方議会研究会編著」引用）。
  - ア 願意が反社会的なもの
  - イ 願意が実現不可能なもの
  - ウ 願意は妥当であっても当該団体としての権限外であるもの
  - エ 当該団体の財政事情から実現困難なもの
  - オ 願意は妥当であっても当該団体全体との均衡から不適當なもの  
（特定地域に関するもの）
  - カ 主として特定の個人、団体に関するもの
  - キ 願意は妥当であっても緊急性に欠けるもの、時期尚早なもの
  - ク 願意は妥当であっても他の地方団体へマイナスの影響を与えるもの